

令和4年「法の日」週間記念行事



調停制度説明会



開催報告



今年10月に制度発足100周年を迎えた調停制度をテーマに、「法の日」週間記念行事として「自治体の相談員向け調停制度説明会」を令和4年10月28日（金）に開催し、21名の方にご参加いただきました。

今年度の本行事は、自治体に寄せられる様々な相談事の中には、調停が紛争解決の選択肢になりえるものが相当数あることが想定されることから、各自治体の相談員の方に調停制度についてより知っていただくことで、相談員の方が適切な手続教示や助言がしやすくなり、利用者の方にとって有益な調停制度利用につながっていくことを期待して、自治体の相談員の方を対象とした説明会の開催となりました。



説明会では、金銭の紛争などを扱う「民事調停」と、家庭に関する事件を扱う「家事調停」の仕組みについて、調停手続案内のポイントなどを交えながら、書記官から説明が行われました。

その後、複数の班に分かれて法廷及び普段入ることのできない調停室をご覧いただき、各部屋の使用用途や設備などをご紹介しました。



参加者からいただいた感想（一部抜粋）

- ・当事者同士で解決できない場合は、思い切って調停を申し立ててみるのもよいのだと感じた。
- ・良い意味で、敷居が低いと感じた。
- ・普段の業務で相談者から「調停中」と聞くことが多く、どういことをされているのかのイメージが沸き、相談者の状況の把握に繋がると感じた。

— その他、たくさんのご意見を賜りました。今後の実務に生かせるよう努めていきたいと思っております。 —

最後に

お忙しい中ご参加いただいた関係者のみなさま、ありがとうございました。大津地・家裁では、今後もより良い企画を開催すべく、努力してまいります。

